

防災用自動起動ラジオ貸与申請書

年 月 日

水戸市長 様

防災用自動起動ラジオを貸与により利用したいので、裏面に記載された事項に同意した上で、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、市が貸与要件を確認するため住民基本台帳の世帯情報を利用すること及び貸与する物品の郵送に当たり、氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号を郵送・配送事業者に提供することに同意します。

申請者	ふりがな		生年月日 (事業所の場合は不要)	年 月 日
	氏名又は名称	印		
	住所又は所在地	〒		
	電話番号		電話番号 (携帯)	
	代表者氏名（事業所の場合のみ）			

※ 自署の場合は、押印を省略できます。

世帯主	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒		

※ 申請者と同じ場合は、記入の必要はありません。

注意 申請後に納付いただいた負担金は、原則として返還できませんので、御注意くださいますようお願いいたします。

不明な点等がありましたら、遠慮なく防災・危機管理課へお問い合わせください。

電話：029-232-9152（直通）

防災用自動起動ラジオの貸与に関する同意事項

防災用自動起動ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）の貸与に当たり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオ 1 台につき 4,500 円（水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第 3 条第 2 項ただし書の規定により複数の防災ラジオの貸与を受ける場合の 2 台目以降の防災ラジオにあっては、1 台につき 9,000 円）を、指定された期限内に、負担金として納入すること（水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第 8 条第 2 項の規定により負担金を課さない場合を除く。）。
また、この負担金は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き還付されないこと。
- 2 防災ラジオ及び屋内用外部アンテナ（以下「防災ラジオ等」という。）を適正に管理すること。
- 3 防災ラジオ等を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 4 転出等により、申請した事項に変更が生じたとき、又は防災ラジオ等を必要としなくなったときは、防災用自動起動ラジオ等利用変更（返却）届を提出すること。
- 5 防災ラジオ等について、故障、損傷、紛失又は盗難が発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- 6 故意又は過失により、貸与を受けた防災ラジオ等を損傷し、又は紛失したときは、防災ラジオ等の同等品の購入、交換又は修繕の費用を負担すること。
- 7 防災ラジオ等の使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- 8 市から防災ラジオ等の利用の中止又は返却を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返却すること。
- 9 市がおおむね 2 か月ごとに実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送等により、可能な範囲で防災ラジオ等の動作確認を行うこと。
- 10 前各項に掲げるもののほか、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項の規定を遵守すること。

なお、防災用自動起動ラジオを貸与したときは、上記の事項が契約条項となります。